

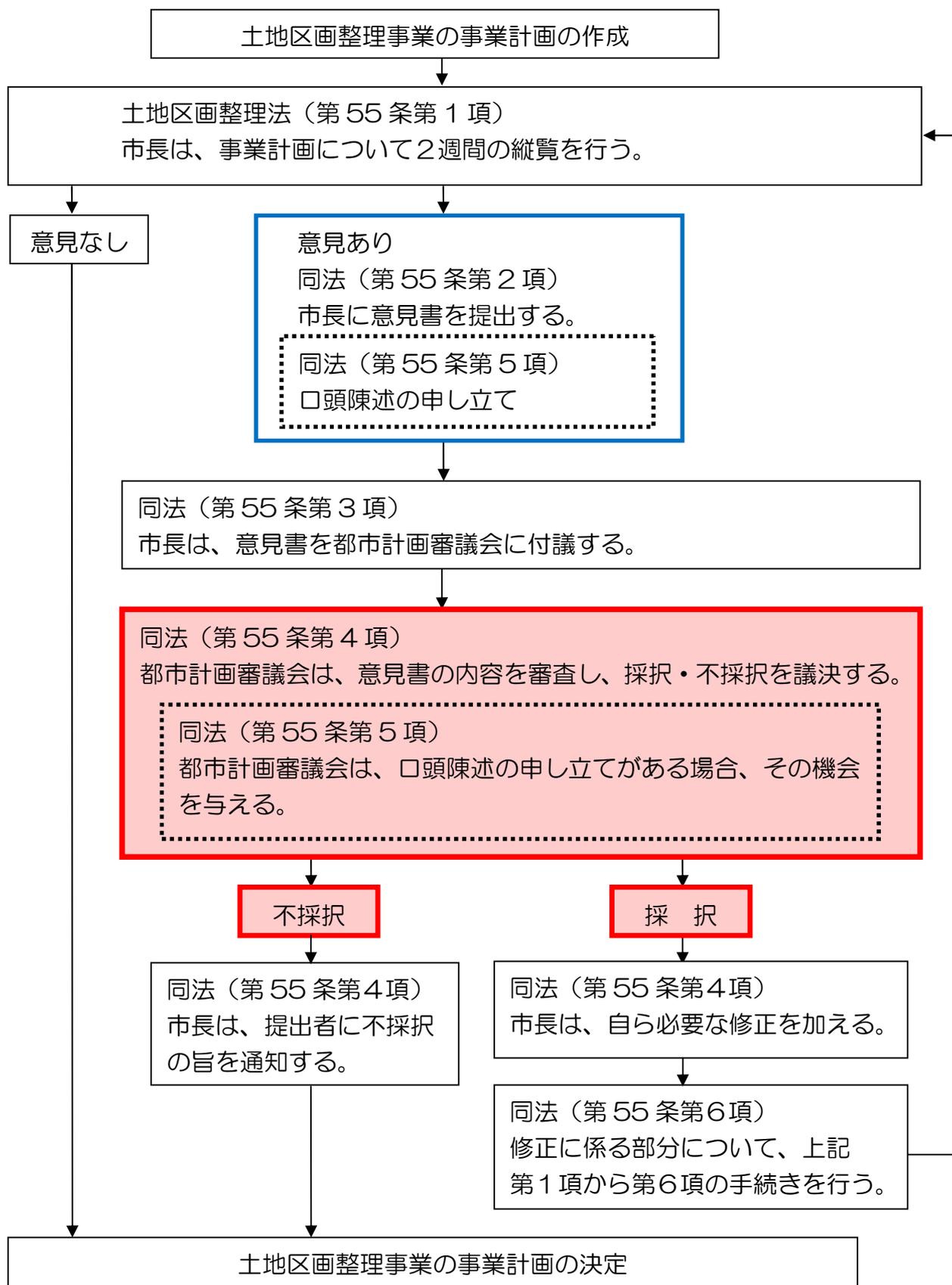
土地区画整理法第55条第3項の規定により
北九州市都市計画審議会に付議される意見書の審査手続きについて

地方自治法施行令の一部を改正する政令が平成29年12月27日に公布されたことにより、指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の付議先が県都市計画審議会から市都市計画審議会に変更されたため、これを報告するもの。

【該当法令 土地区画整理法第55条】

	旧 読み替え前	新 読み替え後
第3項	指定都市の市長は、前項の規定により意見書の提出があった場合においては、これを都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。	指定都市の市長は、前項の規定により意見書の提出があった場合においては、これを市町村都市計画審議会に付議しなければならない。
第4項	指定都市の市長は、都道府県都市計画審議会が前項の意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると議決した場合においては、指定都市が定めようとする事業計画については自ら必要な修正を加え、都道府県都市計画審議会がその意見書に係る意見を採択すべきでないとして議決した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。	指定都市の市長は、市町村都市計画審議会が前項の意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると議決した場合においては、指定都市が定めようとする事業計画については自ら必要な修正を加え、市町村都市計画審議会がその意見書に係る意見を採択すべきでないとして議決した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。
第5項	前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」と読み替えるものとする。	前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「市町村都市計画審議会」と読み替えるものとする。

土地区画整理事業（本市施行）の事業計画決定手続きについて



※ 都市計画審議会が行う手続き
 市が行う手続き